

介護老人保健施設入所料金表(1割負担)【在宅強化型】

2024年8月1日現在

※下記の料金(介護保健施設サービス費+食費+居住費)に、別紙:加算一覧の費用が加わります。

介護老人保健施設ケアホーム豊中

負担 限度	部屋	区分	単位	内訳(1日)				合計 (1日)	合計 1ヶ月(30日)
				1割負担	食費	居住費	特別な室料		
第1段階	多床室	要介護1	871	919	300	0	0	1,219	36,570
		要介護2	947	999				1,299	38,970
		要介護3	1,014	1,069				1,369	41,070
		要介護4	1,072	1,130				1,430	42,900
		要介護5	1,125	1,186				1,486	44,580
	個室	要介護1	788	831	300	550	3,300	4,981	149,430
		要介護2	863	910				5,060	151,800
		要介護3	928	979				5,129	153,870
		要介護4	985	1,039				5,189	155,670
		要介護5	1,040	1,097				5,247	157,410
第2段階	多床室	要介護1	871	919	390	430	0	1,739	52,170
		要介護2	947	999				1,819	54,570
		要介護3	1,014	1,069				1,889	56,670
		要介護4	1,072	1,130				1,950	58,500
		要介護5	1,125	1,186				2,006	60,180
	個室	要介護1	788	831	390	550	3,300	5,071	152,130
		要介護2	863	910				5,150	154,500
		要介護3	928	979				5,219	156,570
		要介護4	985	1,039				5,279	158,370
		要介護5	1,040	1,097				5,337	160,110
第3段階①	多床室	要介護1	871	919	650	430	0	1,999	59,970
		要介護2	947	999				2,079	62,370
		要介護3	1,014	1,069				2,149	64,470
		要介護4	1,072	1,130				2,210	66,300
		要介護5	1,125	1,186				2,266	67,980
	個室	要介護1	788	831	650	1,370	3,300	6,151	184,530
		要介護2	863	910				6,230	186,900
		要介護3	928	979				6,299	188,970
		要介護4	985	1,039				6,359	190,770
		要介護5	1,040	1,097				6,417	192,510
第3段階②	多床室	要介護1	871	919	1,360	430	0	2,709	81,270
		要介護2	947	999				2,789	83,670
		要介護3	1,014	1,069				2,859	85,770
		要介護4	1,072	1,130				2,920	87,600
		要介護5	1,125	1,186				2,976	89,280
	個室	要介護1	788	831	1,360	1,370	3,300	6,861	205,830
		要介護2	863	910				6,940	208,200
		要介護3	928	979				7,009	210,270
		要介護4	985	1,039				7,069	212,070
		要介護5	1,040	1,097				7,127	213,810
標準	多床室	要介護1	871	919	1,445	450	0	2,814	84,420
		要介護2	947	999				2,894	86,820
		要介護3	1,014	1,069				2,964	88,920
		要介護4	1,072	1,130				3,025	90,750
		要介護5	1,125	1,186				3,081	92,430
	個室	要介護1	788	831	1,445	1,728	3,300	7,304	219,120
		要介護2	863	910				7,383	221,490
		要介護3	928	979				7,452	223,560
		要介護4	985	1,039				7,512	225,360
		要介護5	1,040	1,097				7,570	227,100

*1単位=10.54円(4級地)

*負担限度額は、ご利用者様又はご家族様がお住まいの市町村に申請し、認定された場合に該当となります。

*特別な室料は税込みの料金となっております。

*上記料金は、1日あたり項目毎の金額を計算している為、実際の月単位の計算とは、誤差が生じます。
あらかじめご了承ください。

*居住費については、外泊中も徴収させて頂きます。

ただし、外泊中のベッドを(介護予防)短期入所療養介護に利用する場合は徴収致しません。

2025年12月8日現在

※下記の料金(介護保健施設サービス費+食費+居住費)に、別紙:加算一覧の費用が加わります。

介護老人保健施設ケアホーム豊中

【2割負担】

部屋	区分	単位	内訳(1日)				計 (1日)	合計 1ヶ月(30日)
			2割負担	食費	居住費	特別な室料		
多床室	要介護1	871	1,837	1,445	450	0	3,732	111,960
	要介護2	947	1,997				3,892	116,760
	要介護3	1,014	2,138				4,033	120,990
	要介護4	1,072	2,260				4,155	124,650
	要介護5	1,125	2,372				4,267	128,010
個室	要介護1	788	1,662	1,445	1,728	3,300	8,135	244,050
	要介護2	863	1,820				8,293	248,790
	要介護3	928	1,957				8,430	252,900
	要介護4	985	2,077				8,550	256,500
	要介護5	1,040	2,193				8,666	259,980

【3割負担】

部屋	区分	単位	内訳(1日)				合計 (1日)	合計 1ヶ月(30日)
			3割負担	食費	居住費	特別な室料		
多床室	要介護1	871	2,755	1,445	450	0	4,650	139,500
	要介護2	947	2,995				4,890	146,700
	要介護3	1,014	3,207				5,102	153,060
	要介護4	1,072	3,390				5,285	158,550
	要介護5	1,125	3,558				5,453	163,590
個室	要介護1	788	2,492	1,445	1,728	3,300	8,965	268,950
	要介護2	863	2,729				9,202	276,060
	要介護3	928	2,935				9,408	282,240
	要介護4	985	3,115				9,588	287,640
	要介護5	1,040	3,289				9,762	292,860

* 負担限度額は、ご利用者様又はご家族様がお住まいの市町村に申請し、認定された場合に該当となります。

* 特別な室料は税込みの料金となっております。

* 上記料金は、1日あたり項目毎の金額を計算している為、実際の月単位の計算とは、誤差が生じます。
あらかじめご了承ください。

* 居住費については、外泊中も徴収させて頂きます。
ただし、外泊中のベッドを(介護予防)短期入所療養介護に利用する場合は徴収致しません。

◆加算一覧（※下記の要件に該当する方、又は要件を満たした該当月に算定されます）

介護老人保健施設 ケアホーム豊中

加算の項目	算定条件		単位	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員の総数の100分の80以上が介護福祉士の場合に加算されます。	1日	22	24円	47円	70円
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が栄養状態の維持・改善を図り、計画的に栄養管理を行った場合に加算されます。	1日	11	12円	24円	35円
再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院し、施設再入所時に特別食等が必要となった場合(経管 栄養又は嚥下調整食の新規導入)であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合に、1回に限り算定できます。	1回	200	211円	422円	633円
退所時栄養情報連携加算	厚生労働省が定める特別食が必要な入所者、又は医師が低栄養状態にあると判断した入所者が、居宅又は医療機関等に退所する時に、施設の管理栄養士が栄養管理についての情報を提供した場合に、1回に限り算定できます。ただし栄養マネジメント強化加算を算定している場合を除く。	1回	70	74円	148円	222円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対し新たな評価をした場合に加算されます。	1月	3	4円	7円	10円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	Iを行った結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者が褥瘡を発生しない場合に加算されます。	1月	13	14円	28円	42円
排せつ支援加算(Ⅰ)	排泄障害等のため、排泄に介護を要する介護老人保健施設等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援し、新たな評価をした場合に加算されます。	1月	10	11円	22円	32円
排せつ支援加算(Ⅱ)	Iに加えて、施設入所時等と比較して要介護状態の軽減が見込まれ、排尿・排便の状態が改善、おむつ使用有から使用無、又は入所時に尿道カテーテル留置されていた者について抜去された場合に加算されます。	1月	15	16円	32円	48円
排せつ支援加算(Ⅲ)	Iに加えて、施設入所時等と比較して要介護状態の軽減が見込まれ、排尿・排便の状態が改善かつおむつ使用有から使用無に改善した場合に加算されます。	1月	20	21円	42円	63円
在宅復帰・ 在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認等の指標を用いて評価し、これらに加え、入所後の取組みやリハビリテーション専門職の配置等の指標も用いることで更にきめ細かい評価をした場合加算されます。	1日	51	54円	108円	162円
初期加算(Ⅰ)	急性期の医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院して入所した者について、入所日から30日以内の期間に加算されます。	1日	60	64円	127円	190円
初期加算(Ⅱ)	入所日から30日以内の期間について加算されます。	1日	30	32円	64円	95円
短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	入所日から、3ヶ月以内に集中してリハビリテーションを実施し、かつ入所時及び1ヶ月に1回以上ADL等の評価を行い、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画書を見直している場合に加算されます。	1日	258	272円	544円	816円
短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	入所日から、3ヶ月以内に集中してリハビリテーションを実施した場合、加算されます。	1日	200	211円	422円	633円
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症であると医師が判断された方について、退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、その訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画書を作成し、入所日から3ヶ月以内の期間に、集中して個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。	1日	240	253円	506円	759円
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	認知症であると医師が判断された方で、入所日から3ヶ月以内の期間に、集中して個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。	1日	120	127円	253円	380円
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算(Ⅰ)	口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定しており、医師、理学療法士等が共同して作成したリハビリテーション実施計画書、口腔、栄養の情報を関係職種の間で共有していること、かつその情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて情報を活用した場合に加算されます。	1月	53	56円	112円	168円
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算(Ⅱ)	医師、理学療法士等が共同してリハビリテーション実施計画書を作成していること、かつその情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて情報を活用した場合に加算されます。	1月	33	35円	70円	105円
外泊時費用	外泊された場合に施設を出られた日と戻られた日以外に加算されます。(月6日を限度とする)	1日	362	382円	764円	1,145円
試行的退所時指導加算	入所期間が一月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に加算されます。	1回	400	422円	844円	1,265円
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる入所者に対し、入所予定日前30日～入所後7日以内に退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び治療方針の決定を行った場合に加算されます。	1回	450	475円	949円	1,423円
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる入所者に対し、入所予定日前30日～入所後7日以内に退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び治療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に加算されます。	1回	480	506円	1,012円	1,518円
退所時情報提供加算(Ⅰ)	入所者が居宅等へ退所する時に主治医に対し必要な情報を文書で提供した場合に加算されます。	1回	500	527円	1,054円	1,581円
退所時情報提供加算(Ⅱ)	入所者が医療機関に入院し退所した時に生活状況等の情報を文書で提供した場合に加算されます。	1回	250	527円	1,054円	1,581円
入退所前連携加算(Ⅰ)	入所前又は入所後30日以内に居宅介護支援事業所と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、退所前に診療状況等の情報を居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算されます。	1回	600	633円	1,265円	1,898円
入退所前連携加算(Ⅱ)	退所後に居宅サービス等を利用する場合、退所前に診療状況等の情報を居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算されます。	1回	400	422円	844円	1,265円
訪問看護指示加算	退所後に訪問看護を利用される方について、医師が訪問看護指示書を処方した場合に加算されます。	1回	300	317円	633円	949円
経口移行加算	経管栄養から経口へ移行する際に、療養上の管理を行った場合に加算されます。	1日	28	30円	60円	89円
経口維持加算(Ⅰ)	現に経口により食事を摂取するものであって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、多職種が共同して会議等を行い、経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に加算されます。	1月	400	422円	844円	1,265円
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅰを算定している場合であって、会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に加算されます。	1月	100	106円	211円	317円
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔衛生等の管理を月2回以上行い、介護職員に対して具体的な技術的助言及び指導を行う場合に加算されます。	1月	90	95円	190円	285円
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	Iに加えて、口腔衛生管理に関する情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて情報を活用している場合に加算されます。	1月	110	116円	232円	348円
療養食加算	医師の指示により糖尿病食等の特別食を提供した場合に加算されます。	1食	6	7円	13円	19円

加算の項目	内容		単位	1割負担	2割負担	3割負担
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設医師とかかりつけ医が入所後1カ月以内に処方の内容を変更することに合意し、共同して処方内容の調整を行うとともに、薬剤師、看護師などの関係職種間でその情報共有を行っていること、さらに退所時にかかりつけ医に情報提供を行った場合に加算されます。	1回	140	148円	296円	443円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設医師が入所中に服用薬剤の総合的な評価と調整を行い、薬剤師、看護師などの関係職種間でその情報共有を行っていること、さらに退所時にかかりつけ医に情報提供を行った場合に加算されます。	1回	70	74円	148円	222円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	Iに加えて厚生労働省に入所者の服薬情報等を提出している場合に加算されます。	1回	240	253円	506円	759円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	I、IIに加えて、退所時に処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少している場合に算定されます。	1回	100	106円	211円	317円
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者に対して、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に月に1回、連続する7日を限度として加算されます。	1日	239	252円	504円	756円
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	感染症対策に関する研修を受けた医師が、肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者に対して、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に月に1回、連続する10日を限度として加算されます。	1日	480	506円	1,012円	1,518円
自立支援促進加算	医師が医学的評価を行い、それに基づくリハビリテーション・機能訓練・介護を提供するために多職種が共同し、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に沿ったケアを実施し、医学的評価の結果等を厚生労働省に必要な情報を提出している場合に加算されます。	1月	280	296円	591円	886円
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者を配置し、安全対策部門を設置し、安全対策を実施した場合に加算されます。	1回	20	22円	43円	64円
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	入所者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症、その他心身の状況等に係る基本的情報を厚生労働省に提出した場合に加算されます。	1月	40	43円	85円	127円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	Iに加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出した場合に加算されます。	1月	60	64円	127円	190円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	第二種協定医療機関との間で、新興感染症又は一般的な感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、発生時に協力医療機関と適切に連携して対応できること、指定された医療機関又は地域の医師会が定期的に院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合に算定されます。	1月	10	11円	22円	32円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	指定された医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定されます。	1月	5	6円	11円	16円
新興感染症等施設療養費	入所者が厚生労働大臣が定める新たな感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ感染した入所者に対し適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合に月に1回、連続する5日間を限度として算定されます。	1日	240	253円	506円	759円
協力医療機関連携加算(1)	協力医療機関との間で入所者の現病歴などの情報共有を行う会議を定期的に行い、病状が悪化した場合等に医師又は看護師が相談し、必要な時は入院を受け入れる体制を確保している場合に加算されます。	1月	50	53円	106円	159円
協力医療機関連携加算(2)	協力医療機関との間で連携する体制を確保している場合に加算されます。	1月	5	6円	11円	16円
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	日常生活に注意を必要とする認知症の者が入所者全体の半数以上を占めており、認知症介護の指導に係る専門的な研修、又は認知症介護の専門的な研修及び認知症の予防等に資する研修を受けた者を1名以上配置し、複数の介護職員から成るチームで対応を検討、計画、評価している場合に加算されます。	1月	150	159円	317円	475円
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	日常生活に注意を必要とする認知症の者が入所者全体の半数以上を占めており、認知症介護の専門的な研修を受けた者を1名以上配置して、複数の介護職員から成るチームで対応を検討、計画、評価している場合に加算されます。	1月	120	127円	253円	380円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	入所者の安全並びに介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減のための方策を検討する委員会を開催し、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること、見守り機器等を複数導入し、職員間の適切な役割分担の取り組みを行い、1年に1回その取り組みの効果を示すデータを提供している場合に算定されます。	1月	50	53円	106円	159円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	入所者の安全並びに介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減のための方策を検討する委員会を開催し、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること、見守り機器等を1つ以上導入し、1年に1回その取り組みの効果を示すデータを提供している場合に算定されます。	1月	10	11円	22円	32円
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者(65歳未満)に対して介護保険施設サービスをおこなった場合に加算されます。	1日	120	127円	253円	380円
地域連携診療計画情報提供加算	診療報酬の地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して保険医療機関を退院した入所者に対して、当該保険医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療等を行い、入所者の同意を得た上で、退院した日の属する月の翌月までに地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を文書により提供した場合に1回を限度とし加算されます。	1回	300	317円	633円	949円
ターミナルケア加算(45日前～31日前)	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に沿い、入所者の意思を尊重した医療・ケアを行い、見取り45日前～31日前まで加算されます。	1日	72	76円	152円	228円
ターミナルケア加算(30日前～4日前)	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に沿い、入所者の意思を尊重した医療・ケアを行い、見取り30日前～4日前まで加算されます。	1日	160	169円	338円	506円
ターミナルケア加算(前々日、前日)	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に沿い、入所者の意思を尊重した医療・ケアを行い、見取り前々日～前日まで加算されます。	1日	910	960円	1,919円	2,878円
ターミナルケア加算	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に沿い、入所者の意思を尊重した医療・ケアを行い、見取り日に加算されます。	1日	1900	2,003円	4,006円	6,008円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ～Ⅳ)	介護職員等の処遇改善のための措置を行っている事業所に対して、厚生労働大臣が定める4段階の基準に応じて加算されます。 (Ⅰ)算定した単位数の24.5%相当 (Ⅱ)算定した単位数の22.4%相当 (Ⅲ)算定した単位数の18.2%相当 (Ⅳ)算定した単位数の14.5%相当	1月				

※上記の料金は、1項目毎の金額を計算しているため、実際の月単位の計算とは、誤差が生じます。あらかじめご了承ください。1単位=10.54円(4級地)

◆その他の費用(利用の方のみ請求させて頂きます。)

項目	内 容	単位	価 格
洗濯代(税込)	洗濯料金 (330円/利用日額)	1日	330円
電気代(税込)	テレビ、ラジオ、パソコン、電気毛布他(1種類ごとに)	1日	66円
診断書(税込)	診断書作成料(保険会社用、後見人申請用他)	1通	5,500円
理美容代	業者委託になり実費となります。		
予防接種代	実費となります。		

※施設(事業所)は、上記に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、入所者(利用者)に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更します。